

博士論文のリポジトリ電子化・公開に関する内規

第1条 愛知淑徳大学より博士の学位を授与された者について、その論文を愛知淑徳大学リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）により登録公開する。

第2条 学位取得者が学位受領後1年以内に博士論文そのもの、または博士論文を中核とする著作物を出版社から刊行した場合、原則として刊行から3カ年を経過した後にリポジトリに登録公開する。ただし、当該出版社がその必要を認めない場合は、この期間を短縮することができる。

第3条 学位取得者が学位受領後1年以内に博士論文そのもの、または博士論文を中核とする著作物を出版社から刊行しなかった場合は、学位受領1年後の速やかな時期にリポジトリに登録公開する。

第4条 研究科がやむをえない事由があると認めた場合は、博士論文全文に代えその内容の要約をリポジトリに登録公開する。

第5条 博士論文を中核とする著作物の著作権を有する者がリポジトリ公開を認めなかった場合、その論文を登録対象としない。

第6条 リポジトリにより公開する論文のデータは、著者から提出されたデータそのもの、またはそれをPDF形式に変換したものを使用する。

第7条 この内規は、図書館長が定め、必要に応じて改訂するものとする。

附則

この内規は平成23年4月1日より施行する。

附則

この内規は平成25年4月1日より施行する。

<参考>

学位規則（最終改正：平成25年文部科学省令第5号）より抜粋

第九条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

愛知淑徳大学学位規程より抜粋

第21条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に当該学位論文を公表した場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科の承認を得て、当該学位の授与に係る論文の全文に代えその内容の要約を公表することができる。この場合において、研究科は、学位論文の全文について求めがあるときは、これを閲覧に供するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う1項及び2項の規定による公表は、本学の学位を授与した研究科の協力を得て、本学リポジトリにより行うものとする。